

# 新たな海洋立国への挑戦！～「第3期海洋基本計画」策定～

「海洋基本計画」は、海洋立国に向けて我が国として取り組むべき方向性を示した海洋基本法(2007年制定)に基づき、海洋に関する施策についての基本的な方針や、海洋に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を規定するものです。  
海洋基本法施行後10年を経過し、海洋基本法の目的の実現を目指し、今後5年間を見据えた「第3期海洋基本計画」が2018年5月15日に閣議決定されました。

第3期海洋基本計画は、政策の方向性を「新たな海洋立国への挑戦」と位置づけ、以下のキャッチフレーズを用いて、端的にその内容を示しています。

- 「開かれ安定した海洋へ。守り抜く国と国民」
- 「海を活かし、国を富ませる。豊かな海を子孫に引き継ぐ」
- 「未知なる海に挑む。技術を高め、海を把握する」
- 「先んじて、平和につなぐ。海の世界のものさしを作る」
- 「海を身近に。海を支える人を育てる」

具体的には、最近の海洋における情勢変化を踏まえ、「総合的な海洋の安全保障」の取組を政府一体となって推進するほか、以下の海洋主要施策についての基本的な方針が記載されています。

- ①海洋の産業利用の促進
- ②海洋環境の維持・保全
- ③科学的知見の充実
- ④北極政策の推進
- ⑤国際連携・国際協力
- ⑥海洋人材の育成と国民の理解の増進

海事局が取り組んでいる施策もたくさん盛り込まれており、新たな海洋立国の実現を成し遂げる一躍を担います。詳細は本レポート特集と第1部各章をご覧ください。

海事レポート該当箇所

**海洋基本計画に盛り込まれている海事局施策の例**

- ◎海洋の産業利用の促進
  - 海洋産業の振興及び国際競争力の強化
    - ・造船の輸出拡大・海運の効率化を図る「i-Shipping」 → 第1部第1章
    - ・自動運航船の実現に向けた取組→特集3、第1部第1章
    - ・海洋開発市場の獲得を目指し、資源の確保にも貢献する「J-Ocean」 → 第1部第1章
    - ・我が国造船業の事業基盤の強化 → 第1部第4章
  - 海上運送の確保
    - ・日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保 → 第1部第2章
    - ・内航未来創造プラン → 第1部第3章
- ◎海洋環境の維持・保全
  - 海洋環境の保全等
    - ・船舶からの温室効果ガス排出抑制に係る国際ルールの方策 → 第1部第6章
- ◎国際的な連携の確保及び国際協力の推進
  - 海洋に関する国際的連携
    - ・シップ・リサイクル条約の発効に備えた国内法令の整備 → 第1部第6章
  - ◎海洋人材の育成と国民の理解の増進
    - 海洋立国を支える専門人材の育成と確保
      - ・海洋開発の基盤となる人材の育成 → 第1部第5章
      - ・造船業・舶用工業に関わる人材の育成 → 第1部第5章
      - ・船員等の育成・確保 → 第1部第5章
    - 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進 → 第1部第7章
    - 海洋に関する国民の理解の増進
      - ・「C to Sea プロジェクト」を強力に推進 → 特集1、第1部第7章



オフショア支援船「あかつき」



地球深部探査船「ちきゅう」©JAMSTEC



特タン船「第11 幸秀丸」



甲板実習の様子

